

事務連絡
令和4年4月28日

地方厚生（支）局保険主管課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について

療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品の治療用装具については、「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」の一部改正について（令和4年3月17日保発0317第1号）により、リストへの対象品目の追加等を行ったところです。リスト収載されていない製品に係る療養費の支給の可否については、「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」（平成28年9月23日保発0923第3号）の下記の2において、「リスト収載されていない製品であっても、個別の製品及び事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を判断する」とされています。リスト収載されていない製品について、リスト収載されていないことをもって一律に療養費の支給対象から除外することなく、個別の製品及び事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を適切に判断するよう、関係者に対し周知方をよろしくお願いいたします。

照会先

担当：厚生労働省保険局医療課 神谷（カミタニ）・柳（ヤナギ）

電話：03-5253-1111（内線3508、3275）